4　24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの　18＋20（ｎ－１）MHz 注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位無線チャネルの数とする。	4　24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの　18＋20（ｎ－１）MHz 注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位無線チャネルの数とする。
［５　略］	［５　同左］
［第31～第74　略］	［第31～第74　同左］
別表第三号（第７条関係）	**別表第三号**（第７条関係）
［１～16　略］	［１～16　同左］
17　携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。	17　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	(3)　時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
［18～29　略］	［18～29　同左］
30　小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	30　小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１μW以下

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超え26.955GHz未満及び27.525GHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１μW以下

［31～63　略］	［31～63　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。